

参考人、被害者等に対する旅費の支給要領の制定について

平成 28 年 8 月 1 日
例規（会・刑）第 31 号
警 察 本 部 長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成 28 年 8 月 1 日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

参考人、被害者等に対する旅費の支給要領

1 目的

この要領は、犯罪捜査上の必要から警察の依頼により出頭した参考人、被害者等に対する旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給対象者

旅費の支給を受けることができる参考人、被害者等（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

（1）刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 223 条第 1 項に規定する警察の依頼により出頭した被疑者以外の者で、次のいずれにも該当しないもの

ア 当該犯罪の被告人

イ 当該犯罪の嫌疑がある者

ウ 当該犯罪の被疑者の家族（直系血族、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、三親等内の親族及び同居の親族をいう。）。ただし、事件を処理する所属（以下「事件処理所属」という。）の長が特に支給する必要があると認めた場合を除く。

エ 当該犯罪に関連する犯罪の被疑者及び被告人

オ 当該犯罪行為の発生を容認した者

カ 被害品の還付若しくは仮還付又は任意提出を主な目的に出頭を求められた者

キ 被疑者の身柄引受人

ク 取り調べた結果、犯罪の嫌疑が生じた者

ケ 前アからクに掲げるもののほか、被疑者との関係、被害申告の目的、その他の事情から判断して、社会通念上、支給することが適切でないと認められる者

（2）付添人のうち、付添いが無ければ捜査に支障を来すなど、特に支給する必要があると認める者

（3）その他、事件処理所属の長が支給する必要があると認める者

3 旅費の支給要領

千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年千葉県条例第 27 号）、職員の旅費に関する条例

(昭和29年千葉県条例第7号)、職員の旅費に関する規則(昭和29年千葉県人事委員会規則第2号)その他の旅費に関する規程に定めるところによるものとする。

4 留意事項

- (1) 参考人、被害者等に出頭を要請する場合は、当該参考人、被害者等が支給対象者に該当するか否かを十分に検討すること。
- (2) 当該参考人、被害者等が旅費の受領を辞退したときは、支給しないものとする。
- (3) 当該参考人、被害者等を支給対象者と認めた場合は、事前に事件処理所属の事件担当者が参考人、被害者等旅費請求報告書(別記様式)により、県本部にあつては、各庶務係を、署にあつては、会計課を経由して所属長に報告すること。
- (4) 犯罪捜査に関する規程(昭和40年本部訓令第10号)第79条の2に規定された「呼出簿」の参考事項欄に旅費請求状況の結果を確実に記載すること。

以下様式省略